

令和 8 年度 B&G 財団助成事業

那賀町鷺敷 B&G 海洋センター体育館防球ネット改修工事

仕様書

令和 8 年 5 月

1. 工事名 令和8年度 B&G 財団助成事業那賀町鷺敷 B&G 海洋センター体育館防球ネット改修工事

2. 工事箇所 那賀町鷺敷 B&G 海洋センター体育館

徳島県那賀郡那賀町百合字松の木 170

3. 工期 契約締結日の翌日から令和8年12月25日

4. 工事概要

(1)既存セパレート用防球ネット一式の撤去・搬出・産廃処分

(2)新規防球ネット（両開き・チェーン操作式）および支持金物・レール類の新設

(3)吊り込み・調整・動作試験・表示類設置

(4)仮設足場等の仮設および養生

(5)工事写真・試験成績等の提出

5. 規格・基本仕様（最終は実測・メーカー仕様優先）

別紙設計書に記載するに示す性能等と同等品以上の製品

(1)製造会社：第一製網株式会社 品番 SD101

(2)ネット有効寸法：幅 $W \approx 27.6 \text{ m}$ × 高さ $H \approx 8.6 \text{ m}$ 、100mm 目 下部は 25mm 目

(3)形式：両開き（引分け）・チェーン操作式（手動）

(4)カラー：シルバークグレー

(5)用途：屋内体育館のコート間セパレート・ボール飛翔防止（バスケットボール・バレーボール等）

6. 既設撤去

(1)既存ネットを安全に解体撤去 - 高所作業計画（足場）に基づく撤去、落下・飛散防止

(2)跡部処理：既設アンカー孔・ビス穴は防錆塗装、不要金物は撤去・美観復旧

(3)産廃：分別・搬出、産業廃棄物管理票（マニフェスト）運用

7. 施工要領（新設）

墨出し・実測：設置ライン、支点位置、天井構造・梁ピッチを現地で確定

(1)構造確認：吊元荷重（自重＋操作荷重＋安全率）に対し既存梁等の許容支持力を事前確認

(2)アンカー・吊元施工：穿孔はコア径・埋込み長を遵守、防錆・防塵処理、火気管理

(3)レール組立：水平度 $\pm 2/1000$ 以内、継手はジョイント金具で段差・振れ解消

(4)吊り込み：ネットの左右対称性を確保し、周囲ロープで均等に吊り、たるみを適正化

(5)張り調整：中央合わせの隙間が生じないように重ね寸法を調整

(6)操作性：開閉力が安定し偏荷重が出ないようにキャリア台数・ピッチを最適化

(7)仕上：チェーン高さは床上 1.6～1.8 m 程度、チェーン袋またはガードを設置

8. 試験・検査

(1)外観・寸法：有効幅・高さ、下端クリアランス、左右引分け寸法の確認

(2)固定・取付：ボルト締付トルク、終端ストッパー、落下防止の確認

(3)動作：全開～全閉の円滑性、片寄り・引掛りの無いこと、開閉力（人力で容易に操作可能）
防災表示：防災ラベル・製品証明の確認

(4)記録：検査チェックリスト、是正事項対応記録、写真提出

10. 品質管理・許容値（目安）

(1)レール水平度：±2/1000 以内

(2)下端レベル差：全幅で±20 mm 以内（床不陸は除く）

(3)開閉力：成人1名で連続操作が可能な範囲（目安 150 N 程度以下）

(4)吊元間隔・キャリアピッチ：メーカー基準内（過大スパンの禁止）

11. 適用法令・基準・遵守事項

(1)労働安全衛生法、建築基準法、消防法（防災表示対象品の扱い）

(2)JIS L 1091（難燃性）相当の防災性能、JIS・JQA 等の適合品使用

(3)メーカー据付要領書の遵守、施設内安全基準の遵守

12. 安全衛生・環境

(1)高所作業計画、墜落防止（親綱・フルハーネス）、挟まれ防止

(2)落下物養生、立入禁止区画、粉じん・騒音の低減

13. 既存設備・施設保全

(1)床（フローリング・スポーツフロア）養生、器具（バスケットゴール・照明）の保護

(2)屋内仕上げ（天井・梁）への傷・汚損防止、完了後清掃

(3)既設設備や天井下懸架物との干渉解消（干渉箇所は位置調整またはスペーサー等に対応）

14. 提出書類

(1)着手届

(2)施工計画書・工程表（夜間・休館日作業の要否含む）

(3)製品カタログ・仕様書、材料証明（防災ラベル写し）

(4)現地実測図／施工図（レールレイアウト、吊元位置、断面詳細）

(5)産業廃棄物処理証明（マニフェスト）

(6)完成写真

(7)完了届

15. その他

(1)現地確認を行うときは、担当者に連絡し、日時を調整してから行うこと。

(2)工事の竣工に際しては担当者及び検査官の検収を受けるものとする。

(3)契約者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約事項を順守すること。

(4)その他不明な点は、担当者と協議し、指示に従うものとする。

(5)この特記仕様書に定めのない事項について、都度協議するものとする。